

8. 児童記録票に関する民事訴訟における証拠保全について

全国児童相談所長会
ブロック代表幹事 各位

「児童記録等に関する民事訴訟における証拠保全」への対応方法の紹介について

平素より全国児童相談所長会の活動に、ご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、ブロック代表幹事の皆様におかれましては、着任早々大変恐縮ですが、別紙の「児童記録等に関する民事訴訟における証拠保全について」（別添含む）を、所管する各都道府県の中央児童相談所にメールで送信していただくようお願いします。また、当該中央児童相談所に対し、所管する各児童相談所へのメール送信について依頼していただきますようお願いします。

この案件は、今後、全国の児童相談所においても関わる可能性があることから、全国児童相談所長会事務局として、ご参考までに、東京都児童相談センターの対応方法について紹介するものです。お忙しい中、申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

平成21年4月28日

全国児童相談所長会

事務局長 豊岡 敬

事務連絡
平成21年4月28日

児童相談所長 各位

東京都児童相談センター所長
丸山 浩一

児童記録等に関する民事訴訟における証拠保全について

児童相談所業務の推進につきましては、日頃からご苦労さまです。

今般、他県の児童相談所において、児童福祉法第28条による強制入所措置中の児童の親より、当該児童相談所に対する不法行為による損害賠償請求を本訴とする民事訴訟の起訴前の証拠保全の申立てが地方裁判所に対してなされ、当該児童相談所が地方裁判所の求めに対して、児童記録票を提出するという事案が生じました。

当センターとしては、有識者の御意見も伺い検討したところ、同様の事案が生じた場合に児童記録票を開示することは、児童記録票が子どもや関係者のプライバシーに関する情報を多数含むこと、子どもの安全を損なう可能性があること、ひいては児童相談所の業務そのものに著しい支障をきたすおそれがあることから、任意の要請には応じません。

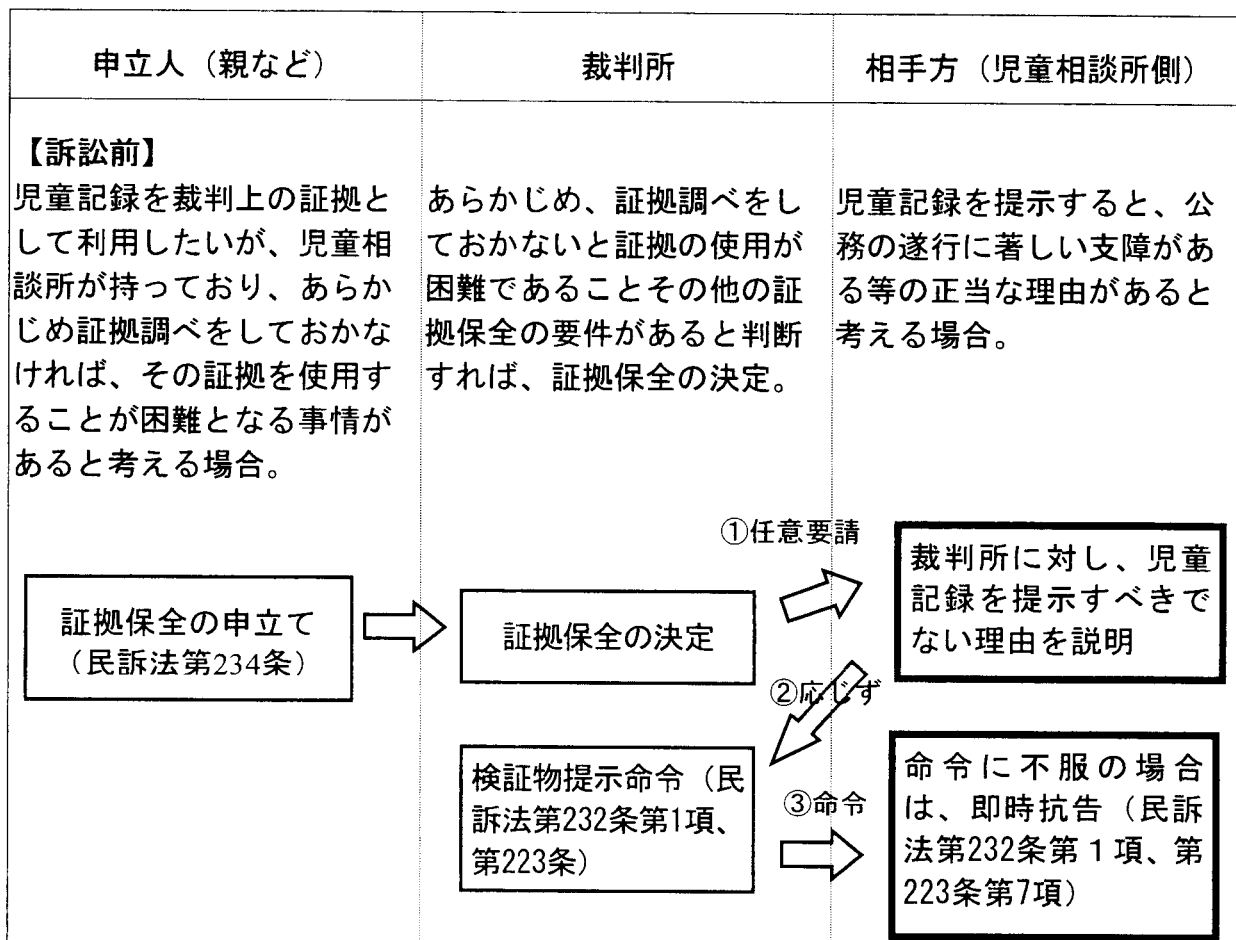
また、その後に検証物提示命令が出された際も、提出することで公務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、個人情報保護法の理念からも提出になじまないことを主張し、必要に応じて即時抗告の申し立てを行っていく考えです。

こうした事案は全国で生じる可能性があるため、十分に留意されるよう、ご参考までにお知らせいたします。

なお、「民事訴訟における児童記録等に対する主な証拠調べの流れ」については、別添のとおりです。

(別添)

民事訴訟における児童記録等に対する主な証拠調べの流れ



【提示すべきでない理由】

- 1 公の機関であり、証拠の散ざい、改ざん、隠滅の恐れはない。
- 2 個人情報保護法（地方公共団体の場合は条例等）の理念に反する。また、個人情報の開示請求で対応が可能。
- 3 公務遂行に著しい支障を及ぼす。

（注1）検証物提示命令があった場合でも、直接強制する手段はない。検証物を提示しないとその後の訴訟において、原告（申立人）の主張が、判決において真実と擬制されることがあり得る（民訴法第224条）が、そのことだけで必ずしも真実と擬制されるわけではない。

（注2）提訴後の証拠調べについては、審理の中で原告側の申立て・主張、児童相談所側の反論を経て、裁判所が文書提出命令等の決定を行うことになる。この場合にも、個人情報保護や公務遂行に支障を及ぼさないことを考慮しながら検討することとなる。

(別添)

【検証物提示命令について、正当な理由があれば拒むことが出来るとの下級審判決あり】

○ 「文書提出命令」についての応諾義務の例外

公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（民訴法第220条第4号ロ）

【参考】

○ 民事訴訟法

（公務員の尋問）

第九十一条 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁（衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあった者についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職にあった者については内閣）の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。